

## 管理規程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第五号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「副課長」を「調整幹又は副課長」に改める。

第十三条の見出し中「副課長等」を「調整幹等」に改め、同条第一項中「副課長」を「調整幹若しくは副課長」に改める。

第三十八条第三項中「契約書」の下に「（契約内容を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）」を加える。

第一百七十七条中「書面」を「書類」に改める。

第九十二条の表支出負担行為の部課長の項中「副課長」を「調整幹・副課長」に改め、同部副課長の項中「副課長」を「調整幹又は副課長」に改め、同部副課長の項中「副課長」を「調整幹又は副課長」に改め、同表支出負担行為に関する確認の部及び支出の部中「副課長」を「調整幹・副課長」に改める。

第二百二条第一項中「書面」を「書類」に改める。

第二百三条第三項第二号ロを次のように改める。

- ロ 契約書案（契約内容を記録した電磁的記録による案を含む。以下同じ。）  
（契約を変更する場合は、変更契約書案（変更契約内容を記録した電磁的記録による案を含む。以下同じ。）

様式第二十二号中

上記の口座振替の方法による納入について、承諾します。 年 月 日 銀 行 本（支）店の長 印
--

上記の口座振替の方法による納入について、承諾します。 年 月 日 銀 行 本（支）店の長 取扱者名
--

を

に改める。

様式第四十二号中「印」を削る。

様式第四十三号中「四」を削る。

様式第四十四号中「四」を削る。

附 則

1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。

2 この規程による改正前の埼玉県流域下水道事業財務規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。